

小山市立穂積小学校児童用タブレット端末運用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、小山市立穂積小学校の児童用タブレット端末（以下、タブレット端末という）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレット端末は、学校の教育課程に則した学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

(総責任者)

第3条 校内に管理の総責任者を置く。総責任者は学校長をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 総責任者は端末の適正な管理及び維持管理を行うために、管理責任者（教頭、担当等）を置く。

(使用責任者)

第5条 学校内では、それぞれの学年担任を使用責任者とする。

- 2 学校内の児童の使用にあたっては、使用責任者の指導の下、使用させる。
- 3 総責任者が学校外に持ち出す許可をしたときには、使用責任者が使用の注意を十分指導した上で、持ち出す。

(使用者)

第6条 使用者は、小山市立穂積小学校に在籍する児童及び教職員とする。管理責任者は使用者一覧名簿を作成しなければならない。

(使用者、使用責任者および管理責任者の責務)

第7条 使用者、使用責任者および管理責任者は、タブレット端末の使用を適正に行うとともに、使用中の毀損、紛失、盗難等に十分注意しなければならない。その際に、管理責任者はタブレット端末の適正管理のために、管理簿を作成しなければならない。

- 2 使用者は、使用責任者の指示に従い、使用しなければならない。
- 3 使用者は、タブレット端末使用後、使用する際に作成されたデータを削除する。保存する場合は、WB ポケット内のフォルダーに保存する。

(適正利用)

第8条 タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）、著作権法（昭和45年5月6日法令第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法律および小山市教育委員会が定める「学校教育情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

- (1) 第2条の目的以外の利用
- (2) 信用できる Wi-Fi 以外への接続
- (3) ID、パスワード及びパスコードの変更及び漏洩
- (4) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (5) 学習に不必要な個人情報の入力
- (6) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- (7) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の利用
- (8) 学習上必要のないサイトの閲覧
- (9) アプリ、ソフトなどのダウンロード
- (10) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為

(使用の制限)

第9条 使用責任者は、前条に規定する禁止行為を行ったり、指示に従わなかったりする使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、タブレット端末の使用を制限し、その後、総責任者に報告する。

(障害・事故)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生したときは、ただちに使用責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を毀損、紛失したとき、又は盗難にあったとき
 - (2) タブレット端末が正常に作動しなくなったとき
 - (3) ID、パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
 - (4) データの改ざん・抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルス等の侵入等、またはそれらの恐れがあるとき
- 2 前項のある障害・事故等が発生したときは、使用責任者は管理責任者に報告しなければならない。
- 3 故意による毀損、紛失したとき、又は盗難等でタブレット端末の全部又は一部が使用することができなくなった場合、使用者は弁償しなければならない。ただし、総責任者が特に必要と認めたときは、代金の減額、又は免除することができる。

(その他)

第11条 タブレット端末の利用に関して、本規定に定められていない事項が発生した場合には、話合いの上、対処するものとする。

第12条 家庭に持ち帰った場合は、家庭内で自宅での使用のみとし原則自宅外に持ち出さないこととする。

持ち出す場合は、保護者監督の下、調べ学習等で使用するものとする。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。